

畜舎特例法の概要

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律)

令和 5 年 3 月
農林水産省

畜舎特例法の概要

1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（「畜舎建築利用計画」）の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ 畜舎又は堆肥舎【第2条第1項】
- ・ 市街化区域外・用途地域外の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、建築士が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3・4項、第7条、第13条】

- ・ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める

- ① 畜舎内の滞在時間等の制限
- ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
- ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置をいう

【第2条第4項】

- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、

- ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
- ② 都市計画区域等の畜舎等にあつては、建蔽率等について支障がない基準等をいう【第2条第3項】

- ・ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ・ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならない【第7条第2項・第3項】
- ・ 計画認定を受けた者は、畜舎等の利用状況について5年に1回、知事に報告しなければならない【第13条第1項】

● 本法律は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎等の利用方法等に関する利用基準と畜舎等の構造等に関する技術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎等の安全性を担保するもの。

● 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。

A構造畜舎等：〔簡易な利用基準（宿泊しない等）〕＋〔建築基準法と同等の技術基準〕

B構造畜舎等：〔標準的な利用基準〕＋〔建築基準法より緩和された技術基準〕

1 家畜を飼養する施設

乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等

2 飼養施設に付随する以下の施設

① 搾乳施設

② 集乳施設

③ 畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

④ 畜産業用倉庫

⑤ 畜産業用車庫

《以下の施設を含む》

・ 上記 1 又は 2 の施設に附属する門又は塀

・ 上記 1 又は 2 の施設の内部にある以下の室

① 畜産経営に必要な執務・作業(軽微なものに限る。)その他これらに類する目的のために使用するもの

② 畜産経営に必要な物資・車両の保管(軽微なものに限る。)の目的のために使用するもの

家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、

1 屋根及び柱若しくは壁を有する施設 (堆肥舎等)

堆肥舎、排水処理施設の上屋等

《以下の施設を含む》

・ 堆肥舎等に付随する畜産業用倉庫又は畜産業用車庫

・ 堆肥舎等、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に附属する門又は塀

・ 堆肥舎等、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の内部にある以下の室

① 家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務・作業 (軽微なものに限る。) その他これらに類する目的のために使用するもの

② 家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資・車両の保管 (軽微なものに限る。) の目的のために使用するもの

2 高さ8mを超える発酵槽等

バイオガスプラントの発酵槽、縦型コンポスト、スラリータンク等

《以下の施設を含む》

・ 発酵槽等に附属する制御施設

計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ

畜舎建築利用計画の作成・申請
【法第3条第1項・第2項】

○ 計画記載事項

【法第3条第2項：丸数字は号番号】

- ① 氏名
- ② 畜舎等の種類（畜舎、堆肥舎等の別）、構造（A、B構造畜舎等の別）、所在地、規模（高さ、面積）及び間取り
- ③ 設計者
- ④ 畜舎等の敷地、構造及び建築設備（設計書等）
（※ 3,000㎡以下の畜舎等は不要）

※ 省令第65条で3,000㎡と規定
（建築基準法の建築確認は、都市計画区域外で、木造500㎡、その他（鉄骨等）200㎡以下は不要）

⑤ 畜舎等の利用の方法

- ⑥ 畜産業の内容（家畜の頭数等）
 - ⑦ 工事着手・完了予定日
 - ⑧ その他の事項
- ※ 計画変更時にも計画の作成・認定が必要。【法第4条】

都道府県知事の認定
【法第3条第3項・第4項】

○ 認定基準

【法第3条第3項：丸数字は号番号】

- ① 敷地が市街化区域・用途地域外
- ② 高さが一定以下、平屋で、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準（省令）に適合
（※ 3,000㎡以下の畜舎等は審査しない）

⑤ 利用の方法が利用基準（省令）に適合

- ⑥ 必要な事項が記載されている
- ※ 家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等を適切に行うことができない者に対しては、認定できない。【法第3条第4項】

認定の通知
【法第3条第6項】

・ 都道府県知事は、認定した旨を申請者に通知し、公表

消防同意

【法第3条第5項】

・ 防火関係の規定を消防署長等が確認し、同意
（※ 3,000㎡以下の畜舎等は対象外）

建築基準法令の適用除外 【法第12条】

都道府県知事の認定を受けた畜舎等（認定畜舎等）については、**建築基準法令（建築基準法及び政省令等）は適用しない。**

建築基準法と畜舎特例法のいずれかの適用を選択可能

工事完了の届出
【法第6条】

・ 計画認定を受けた者（「認定計画実施者」）は、工事完了後、都道府県知事に届出【第1項】

完了検査は行わない

認定畜舎等の適正な利用の確保等

認定畜舎等の監督 【法第13条・第14条】

○ 利用状況の定期報告【第13条第1項】

認定計画実施者は認定畜舎等の利用状況を定期的に(5年ごと目途)報告しなければならない。

※畜産業用倉庫・畜産業用車庫にあつては、施設内に保管する物資又は車両を明らかにする写真を併せて提出しなければならない。

○ 報告徴収・立入検査【第14条】

・ 都道府県知事は認定畜舎等に関し報告徴収、立入検査等を行うことができる。

措置命令等 【法第15条】

- ・ 技術基準に違反した認定畜舎等に対し、除却、使用禁止・使用制限等の必要な措置命令ができる。
- ・ 利用基準に違反して認定畜舎等が利用されているときは、利用方法の改善等の必要な措置命令ができる。

認定の失効・取消し等 【法第16条】

- ・ 認定畜舎等が滅失したときは、認定は失効する。 【第16条第1項】
- ・ 偽り等の不正手段により認定を受けたとき等は、認定の取消しができる。 【第16条第2項】
- ・ 認定を取り消されたときは、新たな畜舎建築利用計画の認定や畜舎等の譲渡の認可等を受けた場合を除き、畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。 【第16条第4項】

木材を利用した畜舎等の普及の促進 【法第22条】

農林水産大臣及び都道府県知事は、国内で生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国内で生産された木材等を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮する。

(参考 1) 認定畜舎等の所有者変更等の手続

① 相続 【法第9条】

相続の発生

相続人が地位を承継
【法第9条1項】

相続人は相続の日から
30日以内に届出
【法第9条2項】

② 譲渡、法人の合併・分割 【法第10条】

譲渡を行う場合は、あらかじめ認可申請が必要
【法第10条第1項】

法人の合併・分割の場合は、あらかじめ認可申請が必要
【法第10条第2項・第3項】

都道府県知事の審査

- ① 利用基準への適合
- ② 飼養管理及び家畜排せつ物の処理等が適正な者か
【法第10条第4項】

認可

地位を承継
【法第10条第1項～第3項】

不認可

引き続き元の者が利用

認可を受けずに（申請をせずに）譲渡等をする
と認定失効
【法第10条第5項】

新たな計画を申請、認定を受ける
【法第10条第5項】

保安上の措置の実施義務
【法第10条第5項】

③ 法人の解散 【法第11条】

法人の解散

清算人は解散の日から30日以内に届出
【法第11条1項】

譲渡の認可を受ける
【法第11条第2項】

保安上の措置の実施義務
【法第11条第2項】

(参考2) 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の記載事項・認定基準等

畜産業用倉庫・畜産業用車庫の特性

- ・ 保管物品の出し入れが容易
→ 畜産経営に関係のない物品まで保管される可能性。
- ・ 他用途への転用が容易
→ 倉庫・車庫が畜舎と一体的に使用される必要。



記載事項

(省令第66条第3号～第5号)

- ・ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に付随する畜舎、堆肥舎の所在地
- ・ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に保管する物品

認定基準

(省令第70条第3号～第5号)

- ・ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫が畜舎、堆肥舎に付随して建築等されること
- ・ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に保管される物品が畜産経営に必要なものであること

その他

(省令第91条等)

- ✓ 利用状況報告の際に畜産業用倉庫・畜産業用車庫内の保管状況がわかる写真の提出を求める。
- ✓ 畜産経営に関係しない物品が保管されたり、保管庫の用途が変更された場合は、是正を求め、是正されない場合は使用の禁止等の措置を講じる。

対象となる畜舎等の高さ

建築基準法における現状

- ・ 建築基準法の告示（特定畜舎）の適用を受ける畜舎の高さ制限

高さ： 13m以下

軒高： 9m以下

畜舎の特性

- ・ 採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、高さ基準の緩和を求める声。
- ・ 規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達。

畜舎特例法の基準

- ・ 畜舎特例法の対象となる畜舎の高さ

高さ：16m以下

（軒高は設定しない）

（省令第4条第2号）

※現行の建築基準法第21条の考え方と同様の高さとし、軒高の制限を行わない。

技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

建築基準法における現状

- ・ 建築基準法における建築確認不要な床面積（都市計画区域等外）
 - 木造 : 500㎡以下
 - 木造以外 : 200㎡以下

畜舎・堆肥舎の特性

- ・ 平屋でシンプルな構造であるため、建築士が設計すれば基本的に安全性は確保されると考えられる。
- ・ 機械化等により規模拡大が進んでいる酪農畜舎の大宗（8割）が含まれる面積が約3,000㎡。
- ・ 畜種により畜舎の構造に大きな違いはない。

畜舎特例法の基準

- ・ 畜舎建築利用計画における技術基準に係る計画申請・審査が不要となる床面積

（市街化区域外・用途地域外）

木造、その他の区別なく

3,000㎡以下

（省令第65条）

※3,000㎡を超える木造建築物は耐火構造にしなければならない等の防火上の措置を講ずる必要があり、これを超える面積の畜舎等は審査が必要

※発酵槽等の場合、築造面積3,000㎡以下のものについては、技術基準に係る計画申請・審査が不要となる。

技術基準に係る基準緩和

・ 基礎に関する基準

建築基準法における現状

- ・ 建築基準法における基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12 cm以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとすること等とされている。

畜舎の特性

- ・ 北海道など冷涼な地域では、凍結深度が1 mになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。
- ・ 畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見。

・ 幅圧比・径圧比に関する基準

畜舎の特性

- ・ 幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。

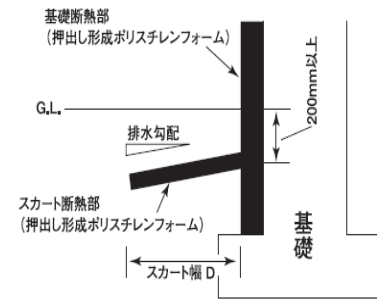
畜舎特例法の基準

- ・ 畜舎特例法において、畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。

(省令第17条)

- ※なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、数力所の実験・検証の結果より、断熱材の地中埋め込み深さ200 mm以上、スカート幅600 mm程度のスカート断熱工法を採用することで、凍結深度の緩和が可能で、安価となります。

ただし、土間部分から冷気が土中に入らないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養密度を保つなどの必要があります。

畜舎特例法の基準

- ・ 幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

(省令第8条)

B構造畜舎等に係る技術基準

建築基準法における現状

- ・ 建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は $2/3F$ という数値を使うよう規定。（つまり、 $1/3$ が安全係数。）

畜舎の特性

- ・ 畜舎特例法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。

畜舎特例法の基準

- ・ 畜舎特例法における B構造畜舎等 については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

（省令第9条～第11条）

（木材、鋼材、コンクリートの許容応力度の規定内容については次ページ）

- ・ B構造畜舎等は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根は、プラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

（省令第18条第2号）

(参考3) B構造畜舎等の各部材の短期許容応力度

建築基準法施行令による規定

木材

(繊維方向)

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
| $2 F_c / 3$ | $2 F_t / 3$ | $2 F_b / 3$ | $2 F_s / 3$ |

| 種類 | | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 | |
|--------|---------|--|-----|----|-----|-----|
| 炭素鋼 | 構造用鋼材 | 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。 | | | | |
| | ボルト | | | | | 黒皮 |
| | | | | | | 仕上げ |
| | 構造用ケーブル | | | | | |
| | リベット鋼 | | | | | |
| 鋳鋼 | | | | | | |
| ステンレス鋼 | 構造用鋼材 | | | | | |
| | ボルト | | | | | |
| | 構造用ケーブル | | | | | |
| | 鋳鋼 | | | | | |
| 鋳鉄 | | | | | | |

鋼材

| 種類 | 圧縮 | 引張り | |
|---------------------|-----|------------------------|----------------------------|
| | | せん断補強以外に用いる場合 | せん断補強に用いる場合 |
| 丸鋼 | F | F | F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五) |
| 異形鉄筋 | F | F | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| | | | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網 | — | F (ただし、床版に用いる場合に限る。) | F |

畜舎特例法の省令による規定

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
| F_c | F_t | F_b | F_s |

| 種類 | | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 | |
|--------|---------|---|-----|----|-----|-----|
| 炭素鋼 | 構造用鋼材 | 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六五倍とする。 | | | | |
| | ボルト | | | | | 黒皮 |
| | | | | | | 仕上げ |
| | 構造用ケーブル | | | | | |
| | リベット鋼 | | | | | |
| | 鋳鋼 | | | | | |
| ステンレス鋼 | 構造用鋼材 | | | | | |
| | ボルト | | | | | |
| | 構造用ケーブル | | | | | |
| | 鋳鋼 | | | | | |
| 鋳鉄 | | | | | | |

| 種類 | 圧縮 | 引張り | |
|---------------------|--------------------|------------------------|----------------------------|
| | | せん断補強以外に用いる場合 | せん断補強に用いる場合 |
| 丸鋼 | $\frac{1}{1.65} F$ | $\frac{1}{1.65} F$ | F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五) |
| 異形鉄筋 | $\frac{1}{1.65} F$ | $\frac{1}{1.65} F$ | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| | | | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網 | — | F (ただし、床版に用いる場合に限る。) | F |

コンクリート

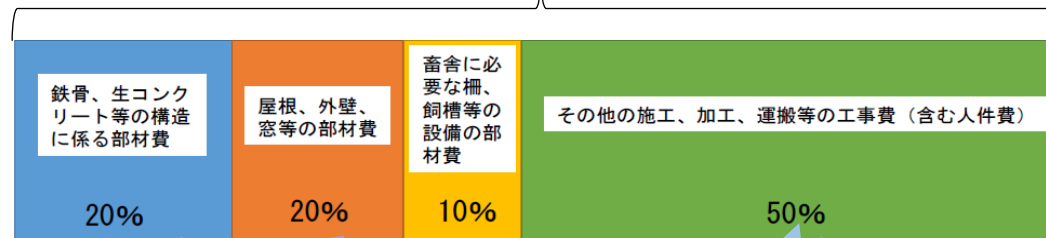
| 圧縮 | 引張り | せん断 | 付着 |
|---|-----|-----|----|
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍 (Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。 | | | |

| 圧縮 | 引張り | せん断 | 付着 |
|---|-----|-----|----|
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍 (Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、主務大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。 | | | |

（参考4）コスト削減

建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費 約1億3千万円（畜舎面積 約1,800㎡）



構造基準を見直した場合にコスト削減可能な費目

畜舎の構造そのものを変更（例：一般の畜舎を膜構造畜舎に変更）した場合にコスト削減可能な費目

コスト削減試算

【部材の強度】

部材の強度に設けられている安全係数等を新法では設定せず、部材の強度を満度に活用。

【基礎の根入れ深さ】

土地が凍結する地域において、基礎を凍結深度以深にすること等を畜舎特例法では求めない。

【木材】 使用量 3割削減可能
→ 建築工事費の 3～6% 削減可能

【鉄骨】 使用量 1割削減可能
→ 建築工事費の 1～2% 削減可能

【基礎】
→ 建築工事費の 1～3% 削減可能

⇒ 合計で建築工事費の 2～9% 削減可能

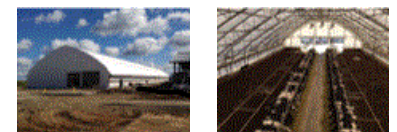
膜構造畜舎等

○ 畜舎の建築コストを大きく削減するためには、畜舎の構造そのものを見直し、部材が軽量の膜構造畜舎等を建築することが有効。

○ 建築基準法においては、諸外国の部材で、JIS規格に適合していないものは原則、国土交通大臣の認定を受ける必要。

○ 畜舎特例法では、JIS規格でない部材等で、諸外国で安全性が証明されているものは、使用を認める方向で、審査制度を検討。

○ 海外部材による軽量の膜構造畜舎が可能となり、コストを大きく削減可能。



3,000㎡を超える木造の畜舎等に係る防火基準等

建築基準法における現状

- ・木造で延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、耐火構造等とするか、壁等※によって3,000㎡以内に区画しなければならない。

※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備

畜舎の特性

- ・近年、豚熱等の家畜伝染病が蔓延し、疾病防止の観点から、畜舎間の移動は屋外から遮断された通路等が利用される。
- ・養豚経営は規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して飼養するが、畜舎間を通路でつなぐと3,000㎡を超過し、耐火構造等とする必要。
- ・養豚においては、ふん尿に含まれるアンモニアによる腐食のため、畜舎を鉄骨造とすることが難しく木造が一般的。

畜舎特例法の基準

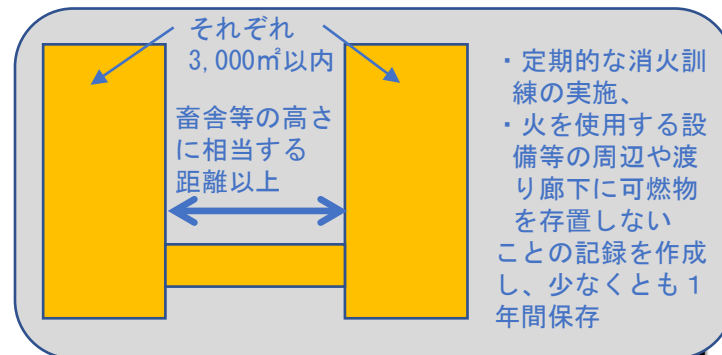
- ① 渡り廊下によって隔て、隔てられた畜舎等の各部分をそれぞれ3,000㎡以内とし、
- ② 畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さに対応する距離以上の離隔距離）を確保し、

（省令第19条）

- ③ 定期的な消火訓練、ボイラー等の設備の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことの記録を作成し、少なくとも1年間保存する

（省令第63条第7号）

等の場合には、床面積が3,000㎡を超えることが可能。



建築基準法における現状

建築基準法において、倉庫又は自動車車庫については、火災危険性を考慮し、

- ・ 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えた場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とする（法第27条）
- ・ 自動車車庫の用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の内装を準不燃材料等とする（法第35条）

等の防火上の規制がある。

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の特性

- ・ 一般的な倉庫又は自動車車庫に比べて、畜舎等に付随する保管庫における滞在者数・時間は少ない。
- ・ 畜舎等に付随する保管庫に保管する物資等は限定される。

畜舎特例法の基準

①又は②に適合すること。

① (1)から(4)までに掲げる基準

- (1) 畜産業用倉庫の用途に供する部分の面積の合計が3,000㎡以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下である畜舎等であること
- (2) 間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設けること
- (3) 畜舎等の周囲6m以内を空地とすること（建築物又は工作物が存しないこと）
- (4) 火気を使用しない等の追加の利用基準を遵守すること

② 建築基準法と同等の防火基準

(参考5) 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に係る防火基準の比較

| 建築基準法 | | 主務省令 | 比較 |
|------------------|--------------------|---------------|------------------|
| 大規模木造建築物の主要構造部 | 法第21条第1項 | 第19条第1項【新設】 | 同等 |
| | 法第21条第2項 | 第19条第2項 | 既に緩和済み |
| 法第22条区域の屋根 | 法第22条 | 第20条 | 既に緩和済み |
| 法第22条区域の外壁 | 法第23条 | 第21条 | 同等 |
| 大規模木造建築物の外壁等 | 法第25条 | 第23条 | 同等 |
| 防火壁等 | 法第26条 | 第24条【改正】 | 緩和 ^{※1} |
| 特殊建築物の主要構造部等 | 法第27条第3項第1号（倉庫、車庫） | 第24条の2第1項【新設】 | 緩和 ^{※1} |
| | 法第27条第3項第2号（危険物庫） | 第24条の2第2項 | 同等 |
| 特殊建築物等の避難等 | 法第35条 | — | 既に緩和済み |
| 特殊建築物等の内装 | 法第35条の2（車庫） | 第24条の3第1項【新設】 | 緩和 ^{※1} |
| | 法第35条の2（火気使用室） | 第24条の3第2項 | 同等 |
| 無窓居室の主要構造部 | 法第35条の3 | — | 既に緩和済み |
| 隔壁の設置 | 法第36条（令第114条） | 第25条【改正】 | 緩和 ^{※1} |
| 防火区画の設置 | 法第36条（令第112条） | 第26条第1号 | 緩和 ^{※2} |
| 防火地域等内の建築物の主要構造部 | 法第61条 | 第26条第3号 | 同等 |
| 防火地域等内の屋根 | 法第62条 | 第26条第3号 | 同等 |

※1 緩和の条件は(1)畜産業用倉庫の用途に供する部分の面積の合計が3,000㎡以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下である畜舎等であること、(2)間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設けること、(3)畜舎等の周囲6m以内を空地とすること（建築物又は工作物が存しないこと）、(4)火気を使用しない等の追加の利用基準を遵守することとする。

※2 畜舎・堆肥舎と畜産業用倉庫・畜産業用車庫は、管理者及び利用者が同一であり一体的に管理・利用されるため、異種用途区画については規定しないこととする。

(参考6) その他の規定 (単体、集団規定)

○単体規定 一部緩和

【緩和する規定】 → 書き下し

- ・許容応力度の規定例 (案)
(木材)

第九条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

- 一 A構造畜舎等 建築基準法第八十九条第一項本文に規定する数値。この場合において… (必要な読替規定)。
- 二 B構造畜舎等 次の表の数値

| 長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン) | | | | 短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン) | | | |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|---|-------|-------|-------|
| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
| 1. $\frac{1}{3} F_c$ | 1. $\frac{1}{3} F_t$ | 1. $\frac{1}{3} F_b$ | 1. $\frac{1}{3} F_s$ | F_c | F_t | F_b | F_s |

この表において、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、建築基準法施行令第八十九条第一項の表に規定する基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。

【緩和しない規定】 → 建築基準法を引用

- ・建築設備の規定例 (案)
(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第三十二条 畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までの規定に適合するものでなければならない。

○集団規定 (都市計画区域等内の畜舎等に関する制限) 緩和しない

- ・建蔽率、高さ制限、接道等の規定 → 建築基準法を引用

- ・建蔽率の規定例 (案)
(畜舎等の建蔽率)

第四十五条 畜舎等の建蔽率は、建築基準法第五十三条第一項第六号に定める数値を超えてはならない。

(参考7) 発酵槽等に係る技術基準（単体規定）の比較

| 建築基準法 | | 主務省令【新設】 | | 比較 |
|--------------|-------------|----------|---------------|---------------|
| 構造耐力 | | 第20条 | 第60条の3第2項、第3項 | (具体の基準は政令で規定) |
| 石綿その他の物質の飛散等 | 第88条 第1項 | 第28条の2 | 第60条の3第3項 | 同等 |
| 電気設備 | | 第32条 | 第60条の3第3項 | 同等 |
| 避雷設備 | | 第33条 | — | (規定なし) |
| 昇降機 | | 第34条第1項 | — | (規定なし) |
| 建築材料の品質 | | 第37条 | — | (規定なし) |

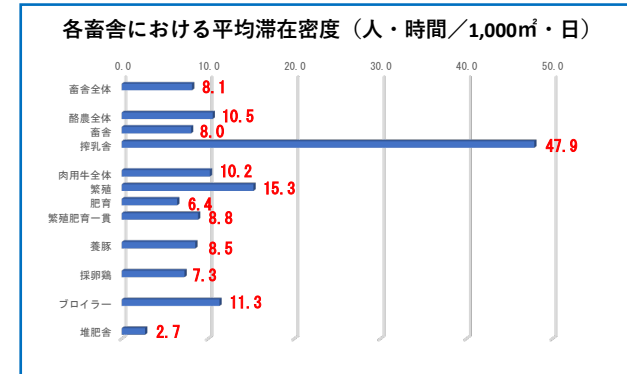
| 建築基準法施行令 | | 主務省令【新設】 | | 比較 |
|-----------------|----------|----------------|-----------|----------|
| 組積造等の禁止 | 第141条第1項 | — | 第60条の3第2項 | 同等 |
| 構造計算（60m超） | 第141条第2項 | 第139条第1項第3号 | — | (規定なし) |
| 構造計算（60m以下） | | 第139条第1項第4号イ | 第60条の3第2項 | 同等 |
| | | 第139条第1項第4号ロ | — | (規定なし) |
| 耐久性等関係規定（認定の場合） | 第141条第3項 | 第36条等 | — | (規定なし) |
| 構造設計の原則 | 第141条第4項 | 第36条の3 | 第60条の3第3項 | 同等 |
| 構造部材の耐久 | | 第37条 | 第60条の3第3項 | 同等 |
| 基礎 | | 第38条 | 第60条の3第3項 | 緩和 |
| 屋根ふき材等 | | 第39条 | 第60条の3第3項 | 緩和 |
| W造の構造規定 | | 第40条～42条、第44条等 | — | 緩和（規定なし） |
| S造の構造規定 | | 第3章5節 | — | 緩和（規定なし） |
| RC造の構造規定 | | 第3章6節 | — | 緩和（規定なし） |
| SRC造の構造規定 | | 第3章6節の2 | — | 緩和（規定なし） |
| 構造方法に関する補足 | | 第80条の2 | — | 緩和（規定なし） |

利用基準（共通の利用基準）（省令第63条第1号～第6号）

- 一 通常時に、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じた表に掲げる数値以下であること。（A構造畜舎等※1を除く）

| 面積 | 延べ滞在時間 | 最大滞在者数 |
|----------------|--------|--------|
| 1,000㎡まで | 8時間・人 | 4人 |
| 1,000㎡超～2,000㎡ | 16時間・人 | 8人 |
| 2,000㎡超～3,000㎡ | 24時間・人 | 12人 |
| 3,000㎡超 | 32時間・人 | 16人 |

（参考）滞在時間調査結果（R2年7月実施）



- 二 午後10時から午前4時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が0である。
- 三 避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 四 二以上の避難口が特定されている※2。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。（A構造畜舎等※1を除く）
- 六 A構造畜舎等にあつてはA構造畜舎等であること（B構造畜舎等も同様）を当該畜舎等の見やすい場所に表示する※3。

B構造畜舎等は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

※1 防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫を除く。

※2 長辺側の壁一面を開放するような構造等避難が容易な構造の堆肥舎、畜産業用倉庫・畜産業用車庫は適用対象外。

※3 発酵槽等にあつては（畜舎特例法の適用を受ける）発酵槽等であることを当該発酵槽等の見やすい場所に表示する。

利用基準（防火基準の緩和の適用を受ける場合）（省令第63条第7号、第8号）

防火基準の緩和の適用を受ける畜舎等

（省令第19条第2項、第20条、**第24条第1項本文等**）

- ・ 定期的な消火訓練、ボイラー等の設備の周辺等に可燃物を存置しないことの記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫

新設（R5.4.1施行）

（省令第24条第1項本文等）

- ・ 畜産業用倉庫の部分の床面積の合計が500㎡を超える場合は、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口を特定する※1。
- ・ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
- ・ 火気を使用しない。
- ・ 消火器を設置し、定期的な点検等により消火器の維持管理を適切に行う。
- ・ 畜産業用倉庫・畜産業用車庫に畜産業用物資、畜産業用車両等以外を保管しない※2。
- ・ 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等で保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸で隔てて保管する。

※1 壁一面を開放するような構造等避難が容易な構造のものは適用対象外。

※2 畜産業用物資、畜産業用車両等については、告示で規定。

(参考8) 利用基準の適用関係について

| 畜舎等の分類 | | | | 利用基準の適用の有無 (○：適用あり、×：適用なし) | | | | | | | | |
|---------------|--------|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------|---------------|------------------|----------------|--------------------------|---------------|----------------|---------------------------|
| 施設の種別 | 構造種別 | 畜舎等に係る防火基準の緩和の規定※2の適用 | 畜産業用倉庫、畜産業倉庫に係る防火基準の緩和の規定※3の適用 | 滞在密度制限 (第1号) | 夜間睡眠制限 (第2号) | 避難経路の確保 (第3号) | 2以上の避難口の特定 (第4号) | 避難訓練の実施等 (第5号) | 畜舎特例法の適用を受けている旨の表示 (第6号) | 避難方法の説明 (第6号) | 消火訓練の実施等 (第7号) | 畜産業用倉庫、畜産業倉庫に係る利用基準 (第8号) |
| 畜舎・堆肥舎※1 | A構造畜舎等 | なし | なし | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | × | なし |
| | | あり | なし | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | なし |
| | B構造畜舎等 | なし | なし | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | なし |
| | | あり | なし | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | なし |
| 畜産業用倉庫・畜産業用車庫 | A構造畜舎等 | なし | なし | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | | | あり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | |
| | | あり | なし | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| | | | あり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | B構造畜舎等 | なし | なし | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | | | あり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | あり | なし | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | | あり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 発酵槽等 | なし | なし | × | × | × | × | × | ○ | × | × | × | |

※1 畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び発酵槽等を除く。

※2 主務省令第19条第2項本文又は第20条ただし書の規定をいう。

※3 主務省令第24条第1項本文、第24条の2第1項ただし書、第24条の3第1項ただし書、第25条第1項本文の規定をいう。

手続①

申請者

畜舎建築利用計画の作成

- 主にチェックボックス形式
- オンライン申請可

【記載事項】

- ① 申請者の氏名
- ② 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
- ③ 設計者の氏名・建築士資格
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
- ⑤ 利用の方法
- ⑥ 畜産業の内容
- ⑦ 工事の着手予定日・完了予定日
- ⑧ 関係法令の遵守状況 等

3,000㎡以下は不要

畜舎建築利用計画

〇〇県知事
氏名〇〇

1 申請者の氏名 ()

2 畜舎等の種類

- 飼養施設
- 搾乳舎
- 集乳施設
- 畜産業用倉庫
- 畜産業用車庫
- 堆肥舎
- ...

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が零とする。
- 避難経路
上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

申請者

民間機関による
事前審査可
(都道府県の判断)

畜舎等の敷地・構造・建築設備が認定基準④の技術基準に適合していることについて、事前に民間機関に審査を申請可能(都道府県の判断による。)

民間機関の事前審査を受けた場合、都道府県知事による審査は省略可能。

都道府県

都道府県知事の認定

- オンライン申請の場合はメールで申請の通知を受信

【認定基準】

- ① 敷地が市街化区域・用途地域外
- ② 高さが16m以下、平屋で、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合
- ⑤ 利用の方法が利用基準に適合
- ⑥ 関係法令を遵守しているか 等

3,000㎡以下は不要

○ 認定しない場合の例

- ・ 居住のための居室(寝室等)がある
- ・ 利用の方法の記載が適切でない
- ・ 建築士の資格と畜舎等の規模が一致しない
- ・ 家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法又は環境関係法令に違反し、是正の見込みがない

等

都道府県

認定の通知

- 認定した旨の通知(オンライン申請の場合はオンラインでの通知)
- 公表(都道府県のHP等)

申請者

工事着工

工事完了の届出

- 3,000㎡以下
・届出書

- 3,000㎡超
・届出書
・各工程の写真を都道府県知事に提出

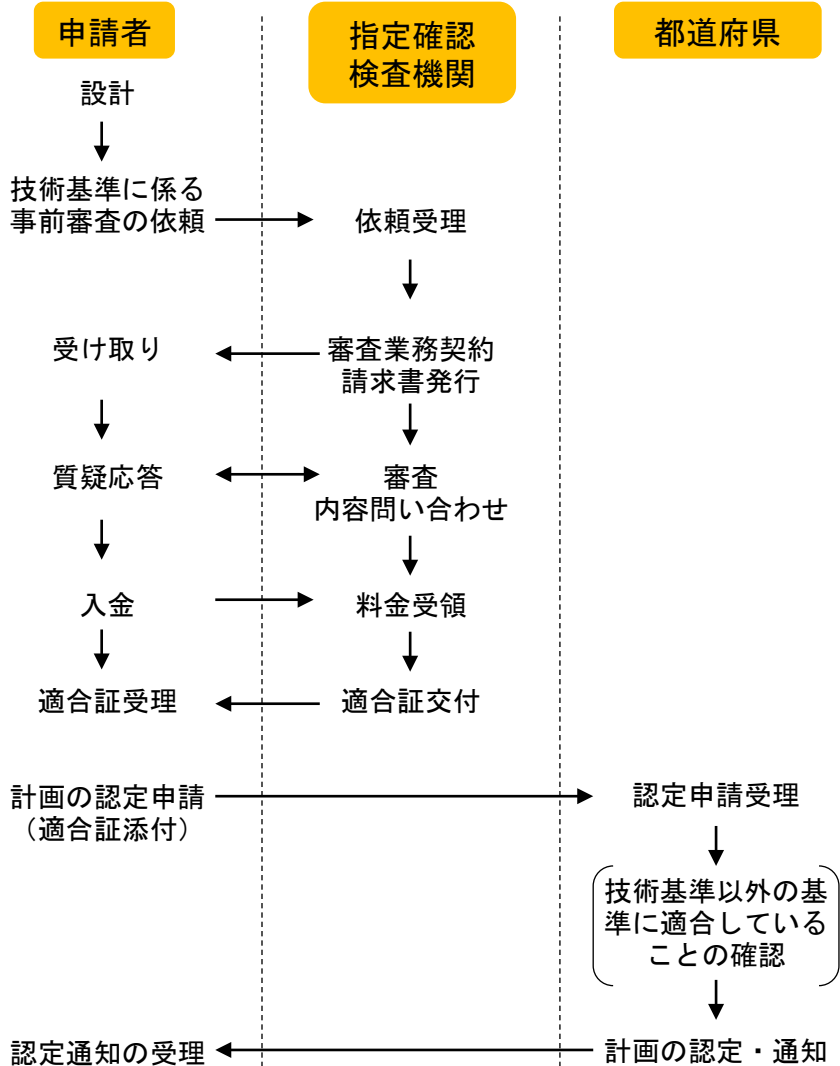
手続② (指定確認検査機関による技術基準審査の例)

(都道府県との契約内容により異なる場合があります)

指定確認検査機関等による任意の事前審査

(省令第64条第1項・第2項)

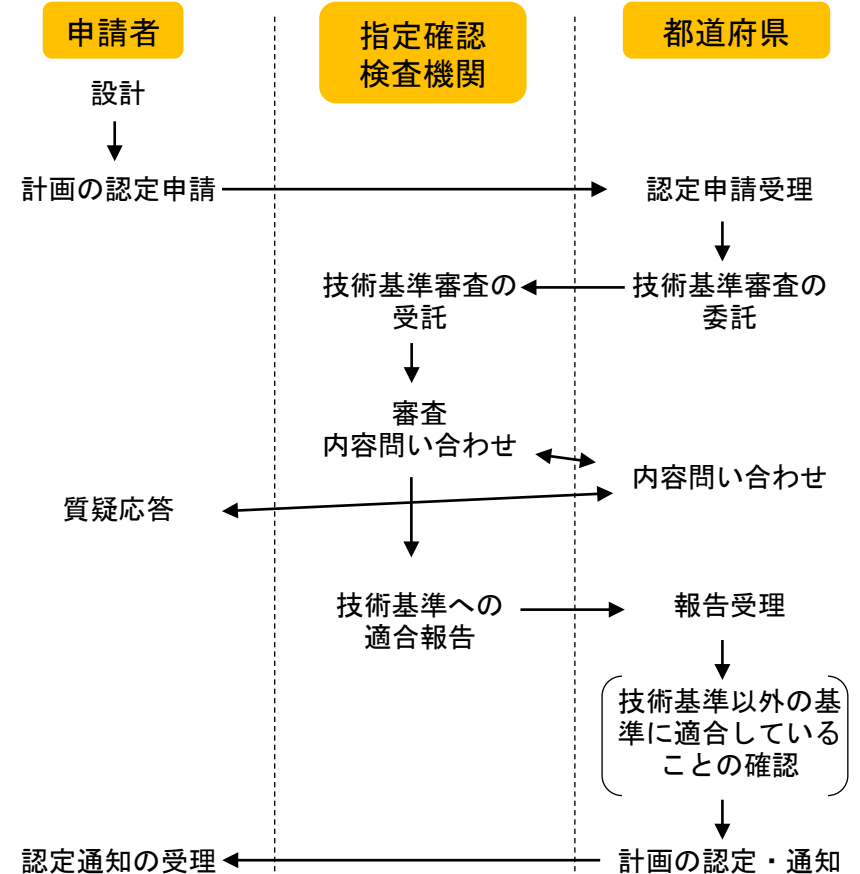
※現在の長期優良住宅制度の技術的審査と同様の流れ



都道府県知事から技術基準審査の全部又は一部委託

(省令第67条)

※委託を行うかについては都道府県の判断による



(参考9) 畜舎特例法の認定状況 (令和4年12月31日)

| 都道府県 | 認定件数 | |
|------|------|--------------------|
| | | R4年度10~12月 新規認定 |
| 北海道 | 33 | 3 |
| 岩手県 | 6 | 0 |
| 宮城県 | 7 | 2 |
| 山形県 | 7 | 3 |
| 福島県 | 2 | 1 |
| 茨城県 | 7 | 5 |
| 栃木県 | 7 | 1 |
| 群馬県 | 20 | 8 |
| 埼玉県 | 1 | 1 |
| 千葉県 | 2 | 1 |
| 新潟県 | 2 | 0 |
| 長野県 | 2 | 1 |
| 岐阜県 | 5 | 0 |
| 愛知県 | 11 | 3 |
| 三重県 | 2 | 1 |
| 滋賀県 | 2 | 0 |

| 都道府県 | 認定件数 | |
|-----------|------------|--------------------|
| | | R4年度10~12月 新規認定 |
| 京都府 | 1 | 0 |
| 兵庫県 | 1 | 1 |
| 島根県 | 4 | 1 |
| 岡山県 | 1 | 0 |
| 広島県 | 3 | 0 |
| 山口県 | 1 | 1 |
| 香川県 | 5 | 3 |
| 愛媛県 | 1 | 1 |
| 高知県 | 3 | 0 |
| 佐賀県 | 1 | 0 |
| 長崎県 | 2 | 0 |
| 熊本県 | 4 | 1 |
| 大分県 | 3 | 0 |
| 宮崎県 | 22 | 11 |
| 鹿児島県 | 9 | 1 |
| 合計 | 177 | 50 |

はR4年度10~12月に初めて認定のあった県